

「障害者の地域生活の推進に関する検討会」資料

相模原市

1 重度訪問介護の対象拡大について

(1) 介護保険制度との適用関係について明確な基準を示すこと

障害福祉サービスと介護保険制度の適用関係については、障害福祉サービスと介護保険制度の双方の対象となった場合において各自治体において取扱いが異なっている。特に行動援護については「障害福祉サービス固有のもの」と認められているが、重度訪問介護については明確になっていない。このため、その適用関係の認識や支給決定において混乱が生じることが想定される。

については、重度訪問介護による支援が円滑に実施できるよう、介護保険制度との適用関係について明確な基準を示すよう要望する。

(2) 訪問系サービスの標準支給量を示すこと

行動障害を有する者に対する支援の在り方を定めるにあたっては、市町村間で格差が生じないように標準的な支給量を示したモデルを示すことを要望する。

(3) 訪問系サービスの報酬体系の関連性を明確に示すこと

行動援護から重度訪問介護への移行を想定する場合には、円滑な移行ができるよう各サービスの報酬体系の設定及びそれらの関連性を明確にすることを要望する。また、移行時の状態像を客観的に示すこと。

(4) 訪問系サービスに係る国庫負担基準を廃止すること

重度訪問介護の対象拡大にあたっては、訪問系サービスの支給量の増加が自治体の財政をさらに圧迫することが想定される。そのため、この機に国庫負担基準を廃止し、1/2を国庫負担とすることを要望する。

2 ケアホームとグループホームの一元化

(1) 現行のケアホーム等事業者が円滑に移行できる制度設計

現に運営しているケアホーム及びグループホームが、移行先として「介護サービス包括型」又は「外部サービス利用型」のいずれを選択した場合においても、指定や届出等の事務手続きを円滑に行うことができるよう関係法令等の整備を行うよう要望する。

3 その他

(1) 可能な限り早期に改正内容の詳細を提示すること

制度改正においては、自治体における条例等の整備、電算システム改修や支給決定事務の見直しなどが必要となる。制度の有効的な利用促進に向け、広く市民に周知するには相当の期間を要する。国におかれては円滑な施行のために、できるだけ早期に改正内容の詳細を提示するよう要望する。

(2) 自治体の準備経費に対し十分な財政補助をすること

制度の施行においては、自治体には電算システム改修経費をはじめとする財政的措置が必要となる。自治体に過度な負担を強いることのないよう、国におかれては十分な財政補助を講ずるよう要望する。

以 上